

平成27年12月22日  
東北森林管理局

### 指名停止措置の概要

#### 1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

日本システムサイエンス株式会社  
東京都千代田区平河町2-4-14

#### 2. 指名停止措置期間

平成27年12月22日から平成28年3月21日まで（3ヶ月）

#### 3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

#### 4. 事実概要：

日本システムサイエンス株式会社の元社長が厚生労働省発注のマイナンバー制度導入に絡む業務の入札に際し、同社が受注できるよう便宜を図ってもらった見返りに現金100万円を渡したとして、平成27年10月13日、厚生労働省情報政策担当参事官室の室長補佐が収賄の容疑で逮捕された。

#### 5. 指名停止措置理由：

日本システムサイエンス株式会社の元社長の贈賄については、公訴時効が成立しているが、贈賄を行った事実が明確であるため、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号）別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号（不正又は不誠実な行為）に該当することから、3ヶ月の指名停止を行うものである。

〈物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話 018-836-2070